

広島県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定介護機関の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成三十年六月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる 事務所の 所在地		事業所の 名称	事業所の 所在地		変 更 日
	株式会社ニッ クス	広島市東区尾 長東二丁目六 番六号		ニックス訪問 介護事業所	新	
			安芸郡府中町 瀬戸ハイム三 丁目一六番二 号	安芸郡府中町 鶴江二丁目二 〇番五号		平成三〇年一 月二二日